# 現場技術業務特記仕様書（令和５年３月１日以降適用）

１　現場技術業務共通仕様書の適用

本業務は，徳島県農林水産部森林整備課「現場技術業務共通仕様書【森林土木編】 令和４年４月」に基づき実施するほか，この特記仕様書によらなければならない。

２　業務内容

（１）東部農林水産局＜徳島＞で実施している森林整備事業等に係る監督補助業務等

（２）その他，監督員が指示する業務

３　管理技術者及び現場技術員の選任

管理技術者及び現場技術員は次表の資格を有する者とし，技師（Ｃ)以上を選任するものとする。

| 技術者の名称 | 技　術　経　歴 |
|---|---|
| 技師(A) | 1　技術士法（昭和32年法律第124号）第14条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者<br>2　委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの<br>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施行管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あり、統轄管理の業務経験が5年以上ある者<br>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者<br>(3) 短期大学、学校教育方法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者<br>(4) 学校教育方法による高等学校若しくは旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者<br>(5) (社)日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4 年以上ある者 |

| | |
|---|---|
| 技師(B) | 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの<br>(1) 1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5 年以上ある者<br>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者<br>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以ある上の者<br>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるの者<br>(5) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者 |
| 技師(C) | 次の各号のいずれかに該当するもの<br>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が4 年以上ある者<br>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者<br>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるの者<br>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上あるの者 |

４　勤務期間

現場技術員の勤務期間は，令和５年４月５日から令和５年７月３１日のうち５２日間とする。

５　超過勤務

本業務においては，超過勤務費を見込んでいない。

６　勤務場所

現場技術員の勤務場所は，原則として，東部農林水産局＜徳島＞庁舎内とする。

７　変更契約

３から５の内容について，大幅な変更が生じた場合は，発注者及び受注者と協議のうえ変更するものとする。

８　業務実施報告書（履行報告）

受注者は，業務実施報告書（履行報告）を所定の様式に基づき毎月作成し，履行月の翌月５日までに，監督員に提出しなければならない。

９　成果品

成果品は次のとおりとする。

（１）　業務実施報告書
（２）　打合せ記録簿
（３）　引継事項等記載書（任意様式）
（４）　その他監督員の指示によるもの

10　その他

（１）本業務の遂行に必要な自動車，書籍，事務用品及びパソコン等は受注者が準備するものとする。なお，パソコンについては，原則として機能等は監督員と協議の上決定するものとするが，最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ，ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には，ハードディスク等の業務に関連するデータは完全に消去し，その結果について監督員の確認を受けるものとする。

（２）業務期間中は次に示す身分証明書を携帯すること。

第　　号

**身　分　証　明　書**

（写真）

受注者　住所
　　名称
　　氏名

上記の者は，現場技術業務委託契約に基づき，次の委託業務の技術員であることを証明する。

１．委託業務名　Ｒ５徳林　林開他　上勝町他　現場技術（１期）業務
２．有効期間　　自）　　年　　月　　日
　　至）　　年　　月　　日
３．発行日　　年　　月　　日
４．発行者　　徳島県東部農林水産局長　印

１．本証は，公印，日付のないものは無効とする。

２．契約満了等，不要となった時は直ちに返還すること。

３．役職・氏名に変更があったときは，すみやかに記載事項の変更を受けること。

４．本証は，他人に貸与し，又は譲渡してはならない。